

第一次行政改革プランの概要

○計画の概要

平成19年度に策定した「行政改革大綱」及び「アクションプラン」の計画期間が平成30年度末までとなっている。今後も、人口減少に伴う税収の減少や高齢化に伴う社会保障関連経費の増加により、厳しい財政状況が見込まれる。また、地方分権の進展や、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化により、行政の権限や責任が拡大している。そのような中、将来にわたり持続可能で、市民ニーズに対応した行政サービスを提供するためには、行政改革を引き続き行っていく必要があることから、「行政改革大綱」及び「アクションプラン」の検証結果を踏まえつつ、新たな取組も取り入れながら、「第一次行政改革プラン」を新たに策定する。

○行政改革に係る計画の構成及び期間

策定年度	平成19年度	平成30年度
計画名	「行政改革大綱」 「アクションプラン」	「第一次行政改革プラン」 「行動計画」
計画期間	12年間（平成19年度から 平成30年度まで）	4年間（平成31年度から 平成34年度まで）

- ・総合計画の基本計画や国の方針との整合を図るため、計画期間は4年間とする。
- ・「第一次行政改革プラン」の着実な推進を図るために策定する「行動計画」は毎年度検証し、必要に応じて年次計画を変更するなどローリングしていく。

○このたびの計画のポイント

平成19年度策定の行政改革大綱及びアクションプランを検証し、取組が不十分となった公共施設の再編やアウトソーシングなどの民間活力の活用などの課題について引き続き取り組むほか、新たに「協創」の視点から、「「協創」による持続可能なサービスの提供」を基本理念とし、選定した6つの基本項目に沿って策定した。

○施策体系

基本項目	個別項目
経営的視点に立った行財政運営	持続可能な財政運営
	行政評価や予算編成手法の見直し
	公共施設の最適化と適正管理
	公営企業等の経営健全化の推進
民間能力・資金の活用	民間委託の推進
	指定管理者制度の活用
	新たな民間活用の手法の研究導入
市民参画の推進	市民参画の推進
広域連携の推進	広域連携の推進
行政サービスの向上	窓口サービスの向上
	ICTの活用
組織力の強化	職員の適正配置
	職員の能力向上